

京都市消防吏員服装規程

昭和 4 3 年 6 月 1 日
京都市消防局訓令乙第 3 号
各 部
消防団・自主防災推進室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防吏員服装規程の全部を次のように改正する。

京都市消防吏員服装規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、京都市消防吏員服制規則及び京都市消防吏員服制規程に定める京都市消防吏員の制服等の着用について必要な事項を定めるものとする。

(着用の心得)

第 2 条 制服等の着用に当たっては、常に清潔端正にし、品位の保持に努めなければならない。

(服装の種類及び着用区分)

第 3 条 服装の種類及び着用区分は、別表第 1 のとおりとし、同表に定めるところに従い、当該服装をするものとする。

2 消防局長（以下「局長」という。）又は所属長（室にあつては庶務を担当する課長をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる場合には、前項に規定する服装以外の服装をさせることができる。

(1) 職務内容から判断して、特に前項に規定する服装によらないことが適當であると認めたとき。

(2) 緊急を要する場合で前項に規定する服装をするいとまのないとき。

(服装の着用基準)

第 4 条 前条第 1 項に規定する服装に必要な制服等の着用の基準は、別表第 2 から別表第 4 までのとおりとする。

2 前条第 2 項第 1 号に掲げる場合には、原則として、き章を着用するものとする。

(服装の着用期間)

第 5 条 第 3 条第 1 項に規定する服装に必要な制服等の着用期間は、次に掲げるとおりとする。ただし、状況により着用期間を変更することがある。

(1) 春・秋・冬期 4 月 1 日から 4 月 3 0 日まで及び 1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(2) 夏期 5 月 1 日から 1 0 月 3 1 日まで

(施行細目)

第 6 条 この訓令の施行に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日京都市消防局訓令乙第6号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年5月29日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年12月15日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年4月1日京都市消防局訓令乙第1号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年4月1日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年8月26日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、昭和51年9月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月1日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年10月26日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年4月5日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年9月3日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年11月24日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第14号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成7年3月31日京都市消防局訓令乙第16号）

この訓令は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日京都市消防局訓令乙第10号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年6月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成12年11月30日京都市消防局訓令乙第10号）

この訓令は、平成12年12月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成15年11月21日京都市消防局訓令乙第6号）

この訓令は、平成15年11月25日から施行する。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月31日京都市消防局訓令乙第12号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月28日京都市消防局訓令乙第6号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成17年1月4日から施行する。

附 則（平成17年3月31日京都市消防局訓令乙第19号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月26日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

附 則（平成21年12月28日京都市消防局訓令乙第6号） 抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年1月10日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第3号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日京都市消防局訓令乙第12号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月21日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成25年6月19日京都市消防局訓令乙第2号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日京都市消防局訓令乙第16号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日京都市消防局訓令乙第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月28日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成28年2月28日京都市消防局訓令乙第13号）

この訓令は、平成28年2月28日から施行する。

附 則（平成28年9月30日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年9月28日京都市消防局訓令乙第7号）

この訓令は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年1月22日京都市消防局訓令乙第9号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日京都市消防局訓令乙第4号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、制帽に係る改正規定は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和2年10月16日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年6月14日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第5号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日京都市消防局訓令乙第8号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月20日京都市消防局訓令乙第1号）

この訓令は、令和4年7月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

服装の種類及び着用区分

服 装 の 種 類		着 用 区 分
制 服	正 装	(1) 儀式、祭典等に参加するとき。 (2) 局長又は所属長が必要と認めたとき。
	常 装	(1) 部隊の要員に指名された勤務以外の勤務に従事するとき。 (2) 査察業務に従事するときその他これに準ずる場合で、局長又は所属長が必要と認めたとき。
活 動 服	統 括 指 揮 服 装	統括指揮隊員又は特別装備隊員として勤務するとき。
	特 別 高 度 救 助 服 装	南部本部救助隊員として勤務するとき。
	消 防 服 装	(1) 消防隊員として勤務するとき。 (2) 所属長が業務の性質上必要と認めたとき。
	救 助 服 装	北部本部救助隊員又は救助隊員として勤務するとき。
	救 急 服 装	救急隊員として勤務するとき。
災 害 現 場 服	統 括 指 揮 隊 服 装	統括指揮隊員又は特別装備隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。
	特 別 高 度 救 助 隊 服 装	南部本部救助隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。
	消 防 隊 服 装	消防隊員又は救助活動を兼務する消防隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。
	救 助 隊 服 装	北部本部救助隊員又は救助隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。
	救 急 隊 服 装	救急隊員として災害現場活動又は警防訓練に従事するとき。
そ の 他 の 服	航 空 隊 服 装	航空隊員が航空機の運行业務に従事するとき。

備考 消防隊員には、指揮隊員及び通信支援隊員を含むものとする。

別表第2 (第4条関係)

制服及び活動服

区分 品目			制服活動服								
			正装		常装		統括指揮服装	特別高度救助服装	消防服装	救助服装	救急服装
			春・秋・冬期	夏期	春・秋・冬期	夏期					
帽	制帽	男性用	○	○	○	○					
		女性用	○	○	○	○					
	救急帽										△
	保安帽				△	△	△	△	△	△	△
	活動帽				▲	▲	○	○	○	○	○
衣 服 等	合冬服		○		○						
	夏服	長袖服		○		○					
		半袖服									
	統括指揮活動服						○				
	特別高度救助活動服							○			
	活動服								○		
	救助活動服							▲		○	
	活動服（半袖）						△	△	△	△	△
	救急活動服										○
	救急実習服										△
	襟章		○		○						
	消防局章		○	○	○	○					
	階級章		○	○	○	○	○	○	○	○	○
	消防長章（局長のみ）		○	○							
	ネクタイ		○		○						
	ワイシャツ又はブラウス		○		○						
防寒衣	コート型			●		●	●	●	●	●	
				●	●	●	●	●	●	●	

	雨	衣			●	●	●	●	●	●	●
靴	短	靴	○	○	○	○	△	△	△	△	△
	活	動	靴			△	△	○	○	○	△
	ゴ	ム	長	靴			△	△	△	△	△
	救	急	靴								○
付 属 品	帽	雨	覆	い			●	●			
	手 袋	常	用	手	袋	○		●			
		防	火	手	袋			●	●	●	●
		作	業	手	袋			●	●	●	●

備考1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、業務の内容及び気候により必要に応じて○印に替えて着用できる品目を、●印は、業務の内容、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を、▲印は、局長が別に定める場合に限り着用することができる品目を示す。

2 衣服（防寒衣及び雨衣を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 統括指揮活動服、特別高度救助活動服、活動服、救助活動服、救急活動服及び救急実習服には、活動用下衣又は活動服（半袖）を含むものとする。

別表第3（第4条関係）

災害現場服

区 分 品 目		統括指揮隊 服装		特別高度救 助隊服装		消防隊服装		救助隊服装		救急隊 服装
		A	B	A	B	A	B	A	B	
帽	防 火 帽	○	△	○	△	○	△	○	△	
	救 急 帽									○
	保 安 帽		○		○		○		○	
衣 服 等	防 火 衣	○	●	○	●	○	●	○	●	
	活 動 服	▲	▲			○	○			
	統 括 指 揮 活 動 服	○	○							
	特別高度救助活動服			○	○					
	救 助 活 動 服			▲	▲			○	○	
	活 動 服（半袖）									△
	救 急 活 動 服									○
	階 級 章	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	防寒衣（ジャンパー型）		●		●		●		●	●
	雨 衣		●		●		●		●	●
靴	防 火 靴	○	△	○	△	○	△	○	△	
	活 動 靴		○		○		○		○	△
	ゴ ム 長 靴						△			△
	救 急 靴									○
防 火 手 袋		○	○	○	○	○	○	○	○	●
作 業 手 袋		△	△	△	△	△	△	△	△	●

備考1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、災害の種別により○印に替えて着用できる品目を、●印は、気候及び天候により必要に応じて着用する品目を、▲印は、局長が別に定める場合に限り着用することができる品目を示す。

2 消防隊には、指揮隊及び特別装備隊を含むものとする。

3 Aとは、火災防御活動（林野火災防御活動を除く。）に従事する場合の服装をいう。

4 Bとは、林野火災防御活動又は火災以外の災害現場活動に従事する場合の服装をいう。

5 衣服（防寒衣及び雨衣を除く。）には、バンドを含むものとする。

- 6 統括指揮活動服、特別高度救助活動服、活動服、救助活動服及び救急活動服には、活動用下衣又は活動服（半袖）を含むものとする。
- 7 消防隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については保安帽及び活動靴又はゴム長靴を着用することができる。
- 8 統括指揮活動服、特別高度救助隊服装及び救助隊服装で災害現場活動に従事する場合、運転員については保安帽及び活動靴を着用することができる。

別表第4（第4条関係）

その他の服

品 目			航 空 隊 服 装
区 分			
航 空 隊 被 服 類	活 動 帽		○
	飛 行 服		○
	活 動 服 （ 半 袖 ）		△
	階 級 章		○
	防 寒 服		●
	飛 行 靴		○

備考1 ○印は、原則として着用すべき品目を、△印は、業務の内容及び気候により必要に応じて○印に替えて着用できる品目を、●印は、気候により必要に応じて着用する品目を示す。

2 衣服（防寒服を除く。）には、バンドを含むものとする。

3 航空隊被服類には、活動用下衣又は活動服（半袖）を含むものとする。